

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所技術研究組合事業規程

制定 平成22年4月1日 22規程第24号

最終改正 平成28年3月30日 27規程第111号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）が技術研究組合法（昭和36年法律第81号。以下「法」という。）に基づく技術研究組合（以下「組合」という。）の設立に参加し又は組合に加入し、研究及び開発等の実施及び当該組合の運営（以下「組合事業」という。）を行うことに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において「知的財産権」とは、国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）第2条に規定する権利、著作権法（昭和45年法律第48号）に規定する著作権及び外国における前記の権利に相当する権利並びにその他一切の知的財産権をいう。

2 この規程において「役職員等」とは、研究所の役員、職員及び契約職員をいう。

(組合への加入基準等)

**第3条** 研究所は、組合事業が次の各号のすべての基準を満たしているときは、法第5条第2項の資格により組合の設立に参加し、又は組合に加入することができる。

一 組合の定款及び規約等で定める組合事業が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに該当すること。

二 組合の定款及び規約等で定める組合事業が経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究等の業務であること。

三 研究等の業務を自ら実施するよりも、組合に加入して実施することが効率的であること。

2 研究所は、設立に参加し又は加入した組合が行う組合事業が前項各号のいずれかの基準を満たさなくなつたと認める場合は、法第11条の規定に基づき組合を脱退する。

(定款及び規約等の遵守)

**第4条** 研究所は、組合事業の実施にあたり、研究所以外の組合員（以下「他組合員」という。）と合意した組合の定款及び規約等に従う。ただし、組合と別段の契約を締結した場合は、この限りでない。

(知的財産権の帰属等)

**第5条** 組合事業において役職員等の行った発明等に係る知的財産権（以下「本知的財産権」という。）は、組合の定款及び規約等に定めがある場合、又は研究所と組合との間に別段の合意がある場合を除き、研究所と組合の貢献度を踏まえて単独又は共同して所有する。

2 研究所は、組合の定款及び規約等に定めがある場合、又は研究所と組合との間に別段の合意がある場合を除き、共有する本知的財産権に係る研究所と組合双方の持分割合等を定めた契約を組合と締結する。

(共同研究規程の準用)

**第6条** 国立研究開発法人産業技術総合研究所共同研究規程(13規程第22号)第2条第2項から第4項まで及び第7条から第17条までの規定は、組合事業において研究所に一部又は全部が帰属する知的財産権の取扱いについて準用する。この場合において、当該規定中「共同研究者」とあるのは「組合」と、「共同研究」とあるのは「組合事業」と、「本知的財産権」とあるのは「組合事業において役職員等のなした発明等に係る知的財産権」と読み替えるものとする。

(役職員等の参加等)

**第7条** 研究所は、組合の同意を得て、研究所の役職員等を組合事業に参加させることができる。

2 研究所は、組合事業の実施に際し必要があると認めるときは、組合及び他組合員の研究員及び研究支援者(以下「研究員等」という。)(研究所において、当該研究員等を「パートナー研究員」という。)を研究所に受け入れることができる。この場合において、研究所は、受け入れた組合及び他組合員の研究員等に係る経費として連携研究等経費算定要領(19要領第15号)別表3に定める人頭経費を徴収するものとする。

(組合役員への就任)

**第8条** 研究所は、組合が次の各号の要件のいずれかを満たす組合であるときは、役職員等又は理事長が特に認めた者をその組合の役員に就任させることができる。

- 一 研究所の施設の一部及び研究所が所有する設備等を使用して、研究所、組合及び他組合員の研究員等が協同して組合事業を実施する組合
- 二 役職員等が主要な役割を担って組合事業を行う組合
- 三 研究所の業務における位置づけ及び意義、外部機関からの要請並びに就任の条件等を総合的に判断し、組合の役員に就任することが適当と認められる組合

(施設の使用及び設備等の持込み)

**第9条** 研究所は、組合事業の実施に必要があると認めるときは、法第13条第1項に規定する設立時組合員又は組合に対し研究所の施設を使用させることができる。

- 2 研究所は、組合事業の実施に必要な研究所が所有する設備等を、組合に対し使用させることができる。
- 3 研究所は、組合が組合事業を実施するために必要な設備等を、研究所の施設内へ持ち込み、使用することを認めることができる。
- 4 前3項の場合において、研究所は、当該施設、設備等の使用料及び必要経費を組合から徴収する。ただし、相手方が設立時組合員であるときその他研究所が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(適用除外)

**第10条** 研究所は、組合事業を行う場合において、特別な事情があるときは、この規程の一部を適用しないことができる。

(雑則)

**第11条** 施設の使用及び設備等の持込みその他この規程を実施するために必要な事項について

は、技術研究組合事業実施要領（24要領第67号）で定める。

**附 則**

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則（24規程第30号・一部改正）**

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（24規程第33号・一部改正）**

この規程は、平成24年6月1日から施行し、平成24年5月24日から適用する。

**附 則（24規程第54号・一部改正）**

この規程は、平成24年10月1日から施行する。

**附 則（25規程第23号・一部改正）**

この規程は、平成25年5月30日から施行する。

**附 則（26規程第62号・一部改正）**

（施行期日）

**第1条** この規程は、平成26年11月14日から施行し、平成26年11月1日から適用する。

（経過措置）

**第2条** 研究所がこの規程の適用前に締結した第4条の組合の定款及び規約等並びに同条ただし書の契約に基づく知的財産権の実施契約に係る事項については、なお従前の例による。

2 研究所がこの規程の適用前に締結した前項の契約を変更する場合において、研究所が必要と認めるときには、なお従前の例によることができる。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第111号・一部改正）**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。